

令和 7 年 2 月 5 日
共 産 党

プラスチックの生産規制を求める意見書（案）

プラスチックによる環境汚染を防ぐための条約策定に向け、韓国・釜山で令和 6 年 11 ～ 12 月にかけて開かれた政府間交渉委員会は、生産規制などをめぐって合意できず、令和 7 年に仕切り直しとなった。

海など環境中へのプラスチックごみ汚染の防止を求める声が世界中で強まるもとで、令和 4 年にケニア・ナイロビで開かれた国連環境総会で、法的拘束力を持つ条約を令和 6 年中に策定することが決められ、政府間交渉が行われてきた。

プラスチックは、現在年間 4 億 6 千万トン以上生産され、昭和 25 年の 200 倍に達している。分解しにくいため、生産量の急激な増加に伴って海などの環境中に放出されるプラスチックごみの量は急増している。このままでは、令和 32 年には魚の量を超えるという予測もあり、目標を明確にした生産規制を盛り込んだ条約の一刻も早い策定が求められている。

釜山での会合では、過半数の国から有害なプラスチックや化学物質の世界的な禁止と段階的廃止を求める声が上がったが、生産規制ではなく、廃棄物管理の強化を主張する産油国など一部の国の強硬な反対で合意に至らなかった。日本政府も、一律の生産規制に慎重な立場で、会議において積極的な役割を果たしていない。

廃棄物管理の強化は重要であるが、廃棄物管理を行っているはずの日本のプラスチックごみが国内外の環境を汚染しているのが現実である。回収したプラスチックごみの大半を焼却すれば大量の二酸化炭素を排出することになる。埋め立てすれば有害な添加物が染み出し、環境を長期間汚染し続ける。廃棄物管理は持続可能でなく、生産規制なしにプラスチックごみ汚染を防ぐことは困難である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、プラスチックの生産規制を盛り込んだ国際条約を締結するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

環境大臣 宛